

2021年2月15日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード番号：9318 東証第2部)
問合せ先 社長室 天神 雄一郎
(TEL：03-5534-9614)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、役員を除いた従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)に、報酬として当社株式を付与することを通じて、株主の皆様と一層の視点共有を進めると共に、中長期的な業績拡大及び企業価値の向上を目的として導入される制度です。

II. 本制度の導入の背景

本制度は、各回(新株式の発行または自己株式の処分による)の払込期日までに24ヶ月以上勤務している当社の従業員のみを対象に、譲渡制限付株式を事前交付する報酬制度であり、払込期日から12ヶ月の継続勤務という条件を達成した場合、譲渡制限が解除されます。当社の企業価値の持続的な向上を図ると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めるために導入される制度です。

なお、当社は定期的にコンプライアンス研修を開催することにより、当社の従業員への周知徹底を図ることにより、当社に課せられた社会的責任(CSR)の重要項目である企業倫理やコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図っております。

III. 本制度の概要

当社対象従業員は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。各従業員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象従業員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること

IV. 本制度の導入時期

具体的な支給時期、支給金額、発行株式数、付与対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、当社取締役会において決定することを予定しております。

以上